大井町議会一般会議実施要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、大井町議会基本条例(平成20年大井町条例第23号)第８条第２項の規定により設置する一般会議の開催及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催の申出等)

第２条　一般の開催を申出できる者は、主に町内で活動し、概ね５名以上で組織する団体（宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的とした団体等を除く。以下「団体等」という。）及び大井町議会委員会条例(昭和58年大井町条例第12号)の規定により設置された委員会(以下「委員会」という。)とする。

２　一般会議の開催を希望する団体等又は委員会は、開催希望日の概ね３０日前までに、一般会議申込書(第1号様式)を議長に提出するものとする。

３　第１項の規定により一般会議の申出があった場合は、議長が議会運営委員会に諮り開催の可否を決定する。ただし、委員会からの申出については、議長の承認により開催することができる。

(開催場所等)

第３条　一般会議の開催場所は、公共施設又は団体等の希望する場所の会議室等とする。

２　一般会議の開催時間は、概ね９０分以内とする。

(出席議員等)

第４条　一般会議は原則公開とし、議長及び一般会議の議題を所管する委員会(以下「担当委員会」という。) に所属する議員が出席する。ただし、議長が必要と認めたときは、全議員が出席することができる。

2　一般会議は、団体等と個別に開催するものとし、町長及び関係課長等の出席は求めない。

(議題)

第５条　一般会議の議題は、次のいずれかに該当するものとする。

　(1) 町政に関すること。

　(2) 町議会に関すること。

　(3) その他、町の重要事項に関すること。

(役割分担)

第６条　一般会議における司会進行、記録者等の役割分担は、担当委員会が協議

して決定する。

２　一般会議の記録は、記録者において要点記録又は音声録音により行うものとする。

(次第)

第７条　一般会議の次第は、概ね次のとおりとする。

　(1) あいさつ(議長及び団体等の代表者)

　(2) 出席者の紹介

　(3) 議題等の説明

　(4) 質疑応答・意見交換

(報告等)

第８条　一般会議が終了したときは、担当委員会の委員長は、一般会議報告書（第2号様式）を作成し、速やかに議長に提出するとともに、議会全員協議会で報告しなければならない。

２　前項で作成した報告書については、その概要を議会ホームページ等に掲載し、町民に周知するものとする。

(その他)

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り決定する。

　　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

第1号様式(第２条関係)

一　般　会　議　申　込　書

　　年　　月　　日

大井町議会議長　様

団体等名

団体等の住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

連絡先

大井町議会一般会議実施要綱第２条第1項の規定により、一般会議の開催を

申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議の議題 |  | |
| 希望日時 | 第１希望 | 年 　月 　日（　）　　時 　 分～　　時　 分 |
| 第２希望 | 年 　月 　日（　）　　時 　 分～　　時　 分 |
| 第３希望 | 年 　月 　日（　）　　時 　 分～　　時　 分 |
| 開催場所 |  | |
| 予定人数 | 人 | |
| 団体名  （委員会が申込みの場合記入） |  | |

※団体等の活動内容、構成員数のわかるものを添付して下さい。

第２号様式(第８条関係)

一　般　会　議　報　告　書

　　年　　月　　日

大井町議会議長　様

　　　　　　報　告　者

大井町議会一般会議実施要綱第８条第1項の規定により報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 年　　月　　日　　　　時　　分～　　時　　分 |
| 開催場所 |  |
| 団体名 |  |
| 会議の議題 |  |
| 出席議員 |  |
| 参加人数 | 人 |
| 実施内容  (意見･要望等) |  |
| その他 |  |